

# 「荒尾市事業者感染症対策事業補助金」の手引き

令和2年8月1日

## 1. 荒尾市事業者感染症対策事業補助金とは

新型コロナウイルス感染症の第二派が拡大する中において、拡大抑制と経済活動の維持を両立するために、事業者の感染症対策の実施を促すと同時に、感染症対策にかかった経費を荒尾市が補助するものです。

## 2. 助成対象

資本金10億円以上かつ従業員数2,000人以上の大企業を除き、

### 荒尾市に店舗、事業所、営業所を有する法人及び個人事業主

- ・本店や住所を置く場所に関わらず、実際に、事業を行っている場所が荒尾市内である場合は対象となります。
- ・医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

## 3. 助成額（上限）

感染症対策にかかる経費の全額（消費税を除く）を対象とします。（助成率10/10）

**法人 10万円**

**個人事業主 5万円**

また、不特定多数の往来がある大規模集客施設等には50万円を上限に助成します。

大規模集客施設等に該当するかについては、事前に担当課へご相談ください。（必須）

※大規模集客施設：施設面積が1万平方メートルを超える店舗、飲食店、宿泊施設、遊技場、劇場、展示場、病院ほか、それに準ずる施設。

※本補助金では、倉庫、駐車場、農地などは施設面積に含みません。

※申請書類や申請内容に不備が無ければ、申請から2週間程度でご指定の口座に振り込む予定です。

## 4. 補助対象経費

令和2年8月1日(土曜)から令和2年12月31日(木)までに実施した、以下に掲げる物の購入費及び施工費などを対象とします。※消費税を除きます。

**飛沫対策用品**：マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋、ゴーグル、ヘアネット、石鹸、  
アクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーン、フロアマーカー

**消毒用品**：消毒液、洗浄剤、漂白剤、除菌剤の噴射装置、紫外線照機、オゾン発生装置、消毒作業の外注費

**換気設備**：換気扇、空気洗浄機

**衛生管理用品**：体温計、サーモカメラ、コイントレー、インターホン、キーレスシステム、  
携帯型アルコール検知器、従業員指導のための専門家活用費

注意) 補助対象経費の支払いがわかる領収書やレシート等が無いものは補助対象経費になりません。上記に記載のない感染症対策経費が補助対象経費かどうかは、感染症対策の実施前に担当課へご相談ください。

## 「荒尾市事業者感染症対策事業補助金」の手引き

### 5. 不交付要件

- 申請月の1日時点で、資本金の額又は出資総額が10億円以上、かつ、常時使用する従業員数が2,000人を超える事業者
- 国及び公益法人
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する風俗関連特殊営業に係る接客業務委託営業を行う事業者
- 政治団体
- 宗教上の組織又は団体
- 暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者
- 補助金の趣旨に照らし適当でないと市長が認める事業者

### 6. 申請に関すること

#### 申請期間

令和2年8月3日(月曜)から令和3年1月29日(金曜)※必着

#### 申請方法

感染症対策にかかる物品購入後、設置工事の実施（支払い）後に、実施した内容について申請してください。1事業者につき1回まで申請できます。

感染症拡大防止の観点から、原則として、郵送またはメールでのみ受け付けます。

申請先（郵送の場合）〒864-8686(住所不要)「荒尾市役所 産業振興課」宛て  
(メールの場合)sangyo@city.arao.lg.jp

#### 申請書類

① (様式第1号) 申請書

② (様式第2号) 補助対象経費明細書

- ・領収書の写し（申請する全ての補助対象経費について添付必須）
- ・実施状況が確認できる写真（補助対象経費が次に該当する場合のみ提出）

工事を要する備品、施工費、設置費、消毒作業の外注費、従業員指導のための専門家活動費など

- ・振込先口座の写し

③ (様式第3号) 誓約書

様式は、荒尾市ホームページで申請様式をダウンロードするか、以下に記載の申請書類設置場所にある申請書をご利用ください。

(申請書類設置場所)

市民サービスセンター、荒尾商工会議所、起業家支援センター、荒尾市役所総合窓口

### 7. お問い合わせ

荒尾市役所 産業振興課

電話番号：0968-63-1432

メールアドレス：sangyo@city.arao.lg.jp